■2020 年度S日程卒業見込者特別入試法律科目試験 「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

公務員の政治活動の禁止と争議行為の禁止について、そこで問題となる憲法上の権利や 規制目的の違いを意識しながら判例法理の理解度を問う問題であった。しかし、そもそも これらの問題に関する基本的知識が欠けており、それぞれの規制がなにを目的としている のかについて理解できていない答案が散見された。

公務員の「政治的行為」禁止は、公務員という地位に基づいて、表現の自由(憲法 21 条 1 項)により保障される政治活動の自由を制限するものである。

また、公務員の争議行為禁止は、公務員に対し、勤労者の労働基本権(憲法 28 条)として保障される団体行動権を制限するものである。

前者について、最高裁は、「公務員の職務の遂行の政治的中立性を保持することによって 行政の中立的運営を確保し、これに対する国民の信頼を維持することを目的」として認め つつも、政治活動の自由の重要性に鑑み、同法 102 条 1 項の禁止の対象となる「政治的行 為」とは、「公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが、観念的なものにとどま らず、現実的に起こり得るものとして実質的に認められるもの」を指すと解し、そう解す る限りで、憲法 21 条 1 項に違反しないとしている(堀越事件判決:最 2 小判 2012(平成 24 年)12 月 7 日刑集 66 巻 12 号 1337 頁)。

後者について、最高裁は、公務員も、「自己の労務を提供することにより生活の資を得ているものである点において一般の勤労者と異なるところはないから、憲法 28 条の労働基本権の保障は公務員に対しても及ぶ」としながらも、公務員は、「公共の利益のために勤務するもの」であり、その争議行為が「公務の停廃をもたらし、その停廃は勤労者を含めた国民全体の共同利益に重大な影響を及ぼす」こと(職務の公共性)、公務員の給与その他の労働条件が国会の制定する法律によって定められること、使用者側に対抗手段がなく、争議行為に対する「市場の歯止め」が機能しないこと、争議行為禁止に対する代償措置が設けられていることを挙げて、憲法 28 条に違反しないとしている(全農林警職法事件判決(最大判 1973(昭和 48)年 4 月 25 日刑集 27 巻 4 号 547 頁)。

以上